

京都市障害者自立支援協議会「権利擁護部会」 開催概要

開催日：平成30年9月6日（木）

場 所：保健福祉局会議室

（井門明治安田生命ビル4階）

1 「権利擁護」に関する課題とその解決方法について（性への理解について）……[資料1]

前回の部会の検討結果を事務局が3つにまとめ、それに沿って意見交換が行われた。

1 性の知識不足による、思わぬ妊娠や性被害

(1) 性教育の取組

- ほほえみ交流活動支援事業のテーマとして「発達障害とセクシュアリティ教育」を挙げ講演した。支援者である大人が、正しい知識を伝える責任があるという前提で、支援者や教育者を講演の対象としている。
二次性徴を迎える前に分かりやすく、正確に伝えることが有効と考える。
その他資料のとおり。
- 出前トークとしてどこでも講演に来てもらえるか。このような研修も解決方法の1つと思う。
→○ 学校等からの申し込みにより、ほほえみ交流活動として行う。生徒には難しいので保護者や教育者を対象としている。
- 他に具体的な解決方法はないか。地域リハビリテーション推進研修の利用も良いと思う。表に出しにくいテーマなので支援者側も理解ができていないことがある。支援者の研修も重要。
- 地域リハビリテーション推進研修では、性のテーマは、受講者からの要請があり今年初めて扱うこと。少しずつ動いているという印象を受けた。
- 私の担当地域でも部会のアンケートにより、性をテーマにした講演を行った。性は人権であるという内容で、好評だった。部会の外にも広げたい。現場としてはHow Toについても知りたいという意見があった。

(2) 妊娠・出産及び子育ての支援

- 取組や事例、関係機関との関わりの例等あればご提示ください。
- 10年前だが、障害のある児童（女児）単独の世帯で、妊娠したケースについて、本人に出産の意思があったので関係機関とでサポートを考えた。地域のヘルパーを入れ子育てを支援した。今では3児の母になっているとのこと。母親が障害者単独で、その親（祖父母）の支援がなくとも、サポートがあればやっていける。「よかったね」という考え方でサポートすれば良いと感じた。
- 自分の場合はポジティブに捉えられるケースはあまりない。産む産まないの意思決定の支援が最初の関門。子育ての良い面と悪い面を伝えること同時に、産むと決めた場合のサポート確保が必要。産むと決めてしまえば、最低限、養護施設も利用できる。
産んだ後も、どのように成人するか分からぬ。反社会的になることもある。産んだ先のことも踏まえる必要がある。
- 子が母の知的レベルを超えたときの支援も問題。
- 母自身が養護施設にいた期間があり、親に育てられた経験がないため、子への関わり方がわからないケースがある。他の子育てをしている母の様子を見るなどしないと、「じゃあ、頑張って」と言つても難しい。
- 個別性が高いため共通のプログラムではみんなが理解するのは難しい。だからと言って、目の前のことに対してその都度教育するだけでは不十分。権利擁護部会として教育する立場の人達へ、不十分であることを伝える必要ある。

- 障害の有無、男女の別を問わず、出産後に何が起きるか分からるのはみな同じで、産む権利も同じである。障害を理由に産ませないのは差別である。
- 障害のある親に対する支援と子に対する支援の両方の支援が必要。
- 支援学校や育成学級で性教育をしてもらえるよう、教育委員会に伝えたい。障害者による子育てが必ず不幸な結果になるという見方はしない。
- 良い結果にならないとしても、親の責任ではない。サポートしきれなかったと認識すべき。どのような支援メニューがあるのか、何ができるのか、サポート体制は十分か等議論すべき。
- 子育てのためにヘルパー派遣できるのか。
- 家事援助として子育て支援を行っている。保育園への送迎も可。
- ある自治体の議会で支援学校での性教育のあり方が過剰ではないかと議論された例もあるので現場は萎縮しているかもしれない。
- 今ある支援でなくとも、こういう制度を作ってほしいと言うこともできる。
- 知的障害のボーダーの方の未成年後見人として関わっているが、別れた彼の祖母が預かっている子を引き取るために夜の仕事をしており、居所を転々としているため継続した支援を受けられていない。何か良い方法はないか。
- 転居により支援が途切れるのは障害分野に限らない共通の課題としてある。支援する側が責任を持って引き継いでほしい。
- 男性の立場からの相談は少ない。両親が障害者の場合、父親側の支援者と母親側の支援者とで連携できればと思う。

2 性の尊重

(1) 介護・支援における性の尊重

- 同性による介助が原則だと考えるが、現場はどうか。異性による介助が発生するなら、原因を究明すべきと思う。
- 人材不足のため異性介助が発生する。また、必ずしも同性介助であるべきと考える支援者ばかりでない。
- 土日や長時間の支援の場合女性ヘルパーが確保できない。
- 同性介助したいが、利用者が拒否し、セクハラを行うことがある。
- 知的障害者は幼く見えることがあるため、支援者側が大人として接しないことがある。大人として扱わなければ、障害者側もそのように振舞えない。障害者がそれで苦しむこともある。支援者側が相手の年齢層を常に意識してほしい。
- 人員配置基準だけでは男女の偏りが解消しない。同性介助を義務付けるか、監査指導の際に男女比を気にしてもらえないか。
- 仮に男女比を監査で指摘したとしても、現実的な解決につながらないと思う。
- 同性介護の観点から男性職員が不足している状況でも、男女雇用機会均等法があるので、「男性に限定した募集」が出来ないのもどうにかしてほしい。

(2) 性の自己決定、子どもを持つ権利の尊重

- 障害が無くとも、産むかどうかは様々な状況を考慮する。複雑な状況を障害者に総合的に伝えることが出来るのか。
- 本人の意思を貫くことも大変。親族の反対で貫けないことも多い。
- 親族の反対で出来ないことは、本来、社会が引き受けるべき。
- より理解を促すために、話だけではなく、ロールプレイなども採り入ると、よいのではないか。
- 夜鳴きなどを疑似体験できる赤ちゃん人形もある。自己決定するにも知識は必要。

- 成年後見人はどのように関わられるのか。
→○ 圧倒的に高齢者の後見を行うことが多く、知的障害者については事案が少ない。研修はあるが、多くは弁護士個人の個性に委ねられる。
- 成年後見制度利用促進基本計画が2年目になる。財産管理をする等の代行中心のものから、身上保護や生活支援を行うものに変えようとしている。本人の意思決定を行い、生活を支えるには、後見人が孤立しないよう地域のサポートが必要。
- 後見人も支援者として入ってもらえると認識した。

2 障害を理由とする差別に関する相談対応事例及び事例を踏まえた取組について・・・資料2

平成29年度

＜保健福祉局N o. 2＞

- 本件については、相談者が、国の関係省庁等と折衝を行っており、自ら報告会やバリアフリーに関する講演等行っている。
事務局として、次回、相談者本人にこの場に来ていただき、事例紹介をしていただきたいと考えている。
⇒了承（全委員）

＜建設局N o. 1＞

- 現状に対する要望と考えるが、環境の整備として難しいのか。
⇒ 要望されている通路の設置は、すぐには難しいと考える。車いす使用者も通りやすくなるよう、日々の維持管理の中で、配慮を行っていく。

＜市立病院N o. 1＞

- 運用が開始されたとのことであるが、当事者にもその情報が届いているか。
- 本件は、協会として、運用状況も含めて市立病院に確認する予定である。

＜その他＞

- 障害者グループホームの建設に対して、地元から強い反対運動が起きている話がある。そういう事例についても権利擁護部会で話せないかと考えている。

3 次回

平成31年1月頃を予定